

議員提出第7号議案

足立区精神障がい者福祉手当支給条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成26年9月22日

提出者

足立区議会議員	鈴木	けんいち
同	針谷	みきお
同	ぬかが	和子
同	さとう	純子
同	伊藤	和彦
同	浅子	けい子
同	はたの	昭彦

足立区議会議長 せぬま 剛 様

(提案理由)

三障がい一元化がうたわれているもとでも福祉手当が支給されていない精神障がい者に、精神障がい者福祉手当を支給し、障がい者の福祉の増進を図るため、本案を提出する。

足立区精神障がい者福祉手当支給条例

（目的）

第1条 この条例は、精神障がい者（以下「障がい者」という。）に対し精神障がい者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「障がい者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級に該当するものをいう。

（受給資格）

第3条 手当は、足立区の区域内に住所を有する障がい者に支給する。

（手当の額）

第4条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、5,000円とする。

（受給資格の認定）

第5条 受給資格に該当する者が、手当の支給を受けようとするときは、区長に申請し、受給資格の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

（支給期間及び支払時期）

第6条 手当は、認定の申請をした日の属する月の翌月から、受給資格が消滅した日の属する月まで支給する。

2 手当は、毎年4月、8月及び12月にそれぞれの前月までの分を支給する。

（受給資格の消滅）

第7条 受給資格は、認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次

の各号のいずれかに該当するときは消滅する。

(1) 死亡したとき。

(2) 第 3 条に規定する要件を備えなくなったとき。

(3) 手当の受給を辞退したとき。

(手当の返還)

第 8 条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、区長は、当該手当をその者から返還させることができる。

(届出)

第 9 条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(1) 住所を変更したとき。

(2) 第 7 条第 2 号及び第 3 号に該当するとき。

(3) 前 2 号のほか規則で定める事項に該当するとき。

(委任)

第 1 0 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。